

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する
再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計7件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年9月8日	株式会社アイ・ピー・エス	代表取締役	宮下 幸治
2	平成28年9月14日	ZIP Telecom 株式会社	代表取締役	川合 健司
3	平成28年9月15日	楽天コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役	池口 正剛
4	平成28年9月15日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
5	平成28年9月15日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
6	平成28年9月15日	個人	—	—
7	平成28年9月15日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	宮内 謙

意見書

平成 28年9月8日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 104-0045

(ふりがな)

住所 東京都中央区築地4-1-1

(ふりがな)

会社名 株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役 宮下 幸治

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
ソフトバンク様の意見全般	<p>ソフトバンク様の意見に賛同</p> <p>独占を利用してNTT 東西がひかり電話加入者を伸ばしたことは大きな問題ではないでしょうか。加入電話よりも安価な価格で顧客を囲い込まれた結果、アンバンドル機能開放によって市場に参入できるようになった際には大きなビハインドを抱えることとなります。</p>
<p>未アンバンドル機能について</p> <p><u>本機能に係る協議が長期化したのも、根幹には未アンバンドル機能の存在があると考えます。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>そもそも、NTT 東西殿利用部門が特定の機能を利用する場合、これを未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを誰が判断するのか不明です。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>よって、今後、今回のようなことが起きないようにするために、NGN上での未アンバンドル機能は直ちに廃止すべきと考えます。未アンバンドル機能の存在を認めている限り、NTT 東西殿利用部門が有利となり、接続事業者が公正競争できる環境であるとは言えません。</u></p>	<p>未アンバンドル機能を廃止すべきというソフトバンク様の意見に賛成します。NGNの機能がNTTのみが利用できるという事実を捉えて長期的視野で制度を改善してほしい。よってNTTが固有に開発した機能は広く他事業者が提供できるようにする制度を取り入れることを強く希望いたします。</p> <p>閉じた世界の機能を開発しても主流にならないということは世界的にも事実となっています。開発した機能をさらに発展させて日本国内だけで戦うのではなく、世界マーケットに対して広めていくことの方が日本国自体に大きくメリットを生んでいくと考えます。</p>

以上

意見書

平成 28 年 9 月 14 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 130-0015

(ふりがな) とうきょうと すみ だくよこあみ ちやうめ ぼん ごう
住所 東京都 墨田区 横網 2丁目 6番 2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ZIP Telecom 株式会社

だいひやうとりしまりやく かわい けんじ
代表取締役 川合 健司

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見書
<p data-bbox="129 297 422 331">株式会社アイ・ピー・エス</p> <p data-bbox="129 394 758 472">・接続料は小規模事業者でも参入できるような水準となるように配慮願います。</p>	<p data-bbox="785 297 1273 331">株式会社アイ・ピー・エス殿の意見に賛同</p> <p data-bbox="785 394 1422 472">・小規模事業者でも参入しやすい料金設定になることを希望します。</p>
<p data-bbox="129 539 547 573">楽天コミュニケーションズ株式会社</p> <p data-bbox="129 636 758 759">・協議の長期化は競争環境の観点からも非常に問題があり、長期に渡らないよう改善が行われていく必要があると考えます。</p> <p data-bbox="129 822 767 945">・小規模事業者が新規参入して競争していくためにはNTT 東西と同程度のコスト水準である必要があると考えます。</p>	<p data-bbox="785 539 1398 573">楽天コミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同</p> <p data-bbox="785 636 1422 804">・NTT 殿は優先パケット識別機能並びに優先パケットルーティング機能に限らず、その他未アンバンドル機能にも積極的に情報開示を行い、事業者間協議進行において、更なる効率化を図るべきと考えます。</p> <p data-bbox="785 866 1422 945">・小規模事業者でも参入しやすい料金設定になることを希望します。</p>
<p data-bbox="129 1021 392 1055">ソフトバンク株式会社</p> <p data-bbox="129 1117 758 1196">・長期間を要してしまう現在の接続協議の在り方について、議論が必要と考えます。</p>	<p data-bbox="785 1021 1241 1055">ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同</p> <p data-bbox="785 1117 1422 1285">・NTT 殿は優先パケット識別機能並びに優先パケットルーティング機能に限らず、その他未アンバンドル機能にも積極的に情報開示を行い、事業者間協議進行において、更なる効率化を図るべきと考えます。</p>

以上

再意見書

平成28年 9月15日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 158-0094

(ふりがな) とうきょうとせたがやくたまがわ
住 所 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(ふりがな) らくてんこみゆにけーしょんずかぶしきがいしゃ
氏 名 楽天コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく いけぐち せいごう
代表取締役 池口 正剛

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、再意見提出の機会をいただき厚く御礼申し上げます。下記のとおり弊社の再意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

該当部分	再意見
<p>【全般】</p> <p>弊社では、7年以上も前から、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がひかり電話で利用している QoS 機能の開放を求め、NTT 東西殿と協議を行ってきました。</p> <p>今回、NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、「本機能」といいます。)がようやくアンバンドルされることについて、大いに歓迎するとともに、協議にご対応頂いた NTT 東西殿ご担当者及びアンバンドルに向け省令改正案作成等整理頂いた総務省殿に深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、本機能の開放まで 7 年以上を要したことは大きな問題です。この 7 年間 NGN 上の 0AB-J IP 電話を独占したことで NTT 東西殿のひかり電話加入者は、約 800 万から約 1,700 万へと大幅に増加し、NGN 上の 0AB-J IP 電話を提供したい接続事業者は大きく出遅れることとなってしまいました。長期間を要してしまう現在の接続協議の在り方について、議論が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> <p>ソフトバンクからの意見のとおり、本機能に係わる個別協議の長期化が NTT 東西による NGN 上の 0AB-J IP 電話市場の独占を強める結果となったことは公正競争上、問題があるものと考えます。</p> <p>このような市場形成に陥った要因として、NTT 東西からの NGN に関する技術仕様の開示情報が少ない状況下、NTT 東西と対等に機能アンバンドルに向け議論を行うことは非常に困難であることが挙げられ、個別協議が長期化してきたことは至って当然のことと考えられます。</p>
<p>【未アンバンドル機能について】</p> <p>本機能に係る協議が長期化したのも、根幹には未アンバンドル機能の存在があると考えます。未アンバンドル機能の大きな問題点は、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間に存在する情報及び手続きの非対称性ですが、それ以上に問題なのは、NTT 東西殿にとって、未アンバンドル機能の存在が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を不平等に扱うインセンティブとなっていることです。この未アンバンドル機能が存在する以上、接続事業者が自由な発想や創意工夫に基づき NGN を利活用していくことはできません。</p>	<p>ソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西の利用部門と接続事業者を不平等に扱う未アンバンドル機能は、第一種指定電気通信設備である NGN ではあってはならず、そのような機能は廃止すべき、あるいは NTT 東西の利用部門と同じ条件で接続事業者が使えるよう整備が必要と考えます。</p>

NTT 東西殿は、「接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく」と、あくまで具体的な要望がないからアンバンドルしないとの主張をされていますが、同時に NTT 東西殿は、NTT 東西殿利用部門からの要望を未アンバンドル機能として整理し、接続事業者には開放していないだけでなく、利用の事実さえも公表されていません。これは NTT 東西殿利用部門と管理部門とが正しく機能分離されていないことの証左であると考えます。正しく機能分離が行なわれていれば、NTT 東西殿利用部門と接続事業者は等しい条件(手続き、価格、公表仕様の情報量等)で NGN を利用できるはずです。

そもそも、NTT 東西殿利用部門が特定の機能を利用する場合、これを未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを誰が判断するのか不明です。仮に、NTT 東西殿利用部門が機能利用の要望を行う際に未アンバンドル機能とするよう指定できるのであれば、NTT 東西殿利用部門が接続事業者と比較して有利であることの証左となり、逆に NTT 東西殿管理部門が未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを判断する権限を持つ場合、NTT 東西殿管理部門が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を平等に扱っていないこととなります。よって、NTT 東西殿管理部門と利用部門のどちらが未アンバンドル機能の判断を行うのか確認すべきですが、いずれにしても機能分離が正しく機能していないことの証左となると考えます。

このように、機能分離され接続事業者と公平性が担保されているはずの NTT 東西殿が機能を独占利用することにインセンティブが存在する不平等なシステムを変えなければ、QoS 機能開放に関する弊社と NTT 東西殿との協議のような状況が今後も発生することは必然です。なぜなら、未アンバンドル機能は、NTT 東西殿にとって接続事業者を排除し自社のみがサービス提供するためのツールとなっており、現状においては接続事業者との接続協議を可能な限り引き延ばすことが NTT 東西殿の戦略上正しい選択となるからです。

よって、今後、今回のようなことが起きないようにするために、NGN 上での未アンバンドル機能は直ちに廃止すべきと考えます。未アンバンドル

機能の存在を認めている限り、NTT 東西殿利用部門が有利となり、接続事業者が公正競争できる環境であるとは言えません。NTT 東西殿利用部門が NGN の機能を利用する場合、接続事業者と同様の接続協議を実施し、利用が決定した機能については例外なくアンバンドルしていくべきです。

NTT 東西殿は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見書」(平成 28 年 7 月 4 日)において、「NGN については、サービス開始以前から、NN I / SN I / UN I の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに 1 年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。」と主張しています。しかしながら、NTT 東西殿自身が未アンバンドル機能によって NGN の多くの機能を独占的に利用し、且つこれまで実質的なアンバンドルが行なわれていない現状を見れば、NTT 東西殿の言う「自主的なオープン化」が何の意味も持たないことは明らかであり、NTT 東西殿の自主性に任せても全くオープン化は進まないことの証左であると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

以上

再意見書

平成28年9月15日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を
改正する省令案への意見に対する再意見

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

東日本電信電話株式会社

<NGNの更なるオープン化について>

NGNについては、サービス開始以前からNNI/SNI/UNIのインタフェース条件（インタフェース仕様、通信プロトコル、品質規定条件（転送品質クラス等）、接続形態等）を開示し、他事業者からのご意見を伺うとともに、1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化を進めてきました。また、サービス開始後も、新たな網機能（優先転送に係るネットワーク機能等）を追加する場合には、その都度必要な情報開示を実施してきたところであり、今般の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能（以下、優先転送機能）の提供においても、接続事業者のご要望の実現方法を当社から進んで提案する等、その実現に向けて真摯に対応してきました。

当社としては、今後とも、他事業者からのご意見を伺いながら、こうしたオープン化の取組みを積極的に進めていく考えです。

その際、NGNは様々なサービスを統合的に提供するネットワークであり、NGNをどのようにどの程度利用するか等によっては、他のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性があることから、接続事業者からのアンバンドル要望については、その実施可否や利用条件等について、接続事業者の具体的なご要望を踏まえつつ、丁寧に検討を進めていく考えです。

<優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて</p>	<p><未アンバンドル機能の情報開示や更なるアンバンドル化を実施すべきとのご意見></p> <p>本機能に係る協議が長期化したのも、根幹には未アンバンドル機能の存在があると考えます。未アンバンドル機能の大きな問題点は、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間に存在する情報及び手続きの非対称性ですが、それ以上に問題なのは、NTT 東西殿にとって、未アンバンドル機能の存在が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を不平等に扱うインセンティブとなっていることです。この未アンバンドル機能が存在する以上、接続事業者が自由な発想や創意工夫に基づき NGN を利活用していくことはできません。</p> <p>NTT 東西殿は、「接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく」と、あくまで具体的要望がないからアンバンドルしないとの主張をされていますが、同時にNTT 東西殿は、NTT 東西殿利用部門からの要望を未アンバンドル機能として整理し、接続事業者には開放していないだけでなく、利用の事実さえも公表されていません。これは NTT 東西殿利用部門と管理部門とが正しく機能分離されていないことの証左であると考えます。正しく機能分離が行なわれていれば、NTT 東西殿利用部門と接続事業者は等しい条件(手続き、価格、公表仕様の情報量等)で NGN を利用できるはずで</p> <p>そもそも、NTT 東西殿利用部門が特定の機能を利用する場合、これを未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを誰が判断するのか不明です。仮に、NTT 東西殿利用部門が機能利用の要望を行う際に未アンバンドル機能とするよう指定できるのであれば、NTT 東西殿利用部門が接続事業者と比較して有利であることの証左となり、逆に NTT 東西殿管理部門が未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを判断する権限を持つ場合、NTT 東西殿管理部門が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を平等に扱っ</p>	<p><NGNに係る機能の情報開示について></p> <p>ご指摘の「未アンバンドル機能」は、平成20年度の「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方」報告書において設けられた、アンバンドル機能の中に接続事業者に負担させるべきではないコストが含まれないように区別するための概念であり、「NTT 東西は利用部門からの要望を未アンバンドル機能と整理」しているものではありません。</p> <p>当社利用部門のみが利用する機能の情報が開示されていないというご指摘に関しては、接続事業者が当社利用部門と同様のサービスをNGNと接続して実現するために必要となる情報は既に開示しています。具体的には、NGNのサービス開始以前からNNI/SNI/UNIのインタフェース条件(インタフェース仕様、通信プロトコル、品質規定条件(転送品質クラス等)、接続形態等)を開示し、他事業者からのご意見を伺うとともに、1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化を進めてきました。また、サービス開始後も、新たな網機能(優先転送に係るネットワーク機能等)を追加する場合には、その都度必要な情報開示を実施してきたところであり、今般の優先転送機能の提供においても、接続事業者のご要望の実現方法を当社から進んで提案する等、その実現に向けて真摯に対応してきました。</p> <p>今後も、他事業者が新たにNGNを利用する上で必要な情報が生じた場合は、他事業者のご要望を踏まえ、前向きに開示していく考えです。</p> <p>しかしながら、現時点でNGNに具備していない機能に係る情報や、他事業者の具体的なご要望を踏まえて新たに検討する必要がある利用条件等の情報について、予め開示を行うことは困難であると考えます。</p> <p>なお、上記のとおり、当社としては他事業者がNGNと接続するに当たって必要となるインタフェース条件等の情報開示は実施し</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて</p>	<p>ていないこととなります。よって、NTT 東西殿管理部門と利用部門のどちらが未アンバンドル機能の判断を行うのか確認すべきですが、いずれにしても機能分離が正しく機能していないことの証左となると考えます。</p> <p>このように、機能分離され接続事業者と公平性が担保されているはずの NTT 東西殿が機能を独占利用することにインセンティブが存在する不平等なシステムを変えなければ、QoS 機能開放に関する弊社と NTT 東西殿との協議のような状況が今後も発生することは必然です。なぜなら、未アンバンドル機能は、NTT 東西殿にとって接続事業者を排除し自社のみがサービス提供するためのツールとなっており、現状においては接続事業者との接続協議を可能な限り引き延ばすことが NTT 東西殿の戦略上正しい選択となるからです。</p> <p>よって、今後、今回のようなことが起きないようにするために、NGN 上での未アンバンドル機能は直ちに廃止すべきと考えます。未アンバンドル機能の存在を認めている限り、NTT 東西殿利用部門が有利となり、接続事業者が公正競争できる環境であるとは言えません。NTT 東西殿利用部門が NGN の機能を利用する場合、接続事業者と同様の接続協議を実施し、利用が決定した機能については例外なくアンバンドルしていくべきです。</p> <p>NTT 東西殿は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見書」(平成 28 年 7 月 4 日)において、「NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNI の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに 1 年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。」と主張しています。しかしながら、NTT 東西殿自身が未アンバンドル機能によって NGN の多くの機能を独占的に利用し、且つこれまで実質的なアンバンドルが行われていない現状を見れば、NTT 東西殿の言う「自主的なオープン化」が何の意味も持たないことは明らかであり、NTT 東西殿の自主性に任</p>	<p>ていると考えていますが、今後、総務省殿からの「平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について(要請)」(平成 28 年 7 月 27 日)を踏まえ、NGN の網機能と当社利用部門が提供しているサービスの対応関係について、改めて整理し、公表する考えです。</p> <p><NGN の更なるアンバンドルについて></p> <p>NGN の更なるアンバンドルについては、これまでと同様、接続事業者のご要望を踏まえ、今後も積極的に取り組んでいく考えです。</p> <p>その際、NGN は様々なサービスを統合的に提供するネットワークであり、NGN をどのようにどの程度利用するか等によっては、他のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性があることから、接続事業者からのアンバンドル要望については、その実施可否や利用条件等について、接続事業者の具体的なご要望を踏まえつつ、丁寧に検討を進めていく考えです。</p> <p>当社利用部門が NGN を利用して実現しているサービスと同様のサービスを接続事業者が NGN と接続して提供しようとする場合においても、当社利用部門が当該サービスを新たに開始する場合と同様に、利用形態やボリューム等、ネットワークへの影響を検証するための具体的な情報をご提示いただく必要があります。その上で、当社管理部門がそれら情報に基づき、ネットワークへの影響等を検証することになります。このように、接続事業者が当社利用部門と同様のサービスを提供しようとする場合であっても、個別に詳細な検討をする必要があります。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて	<p> せても全くオープン化は進まないことの証左であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】 </p> <p> 弊社はNGN上でのOAB-JIP電話サービス提供を検討するために、NTT東西と機能アンバンドルの個別協議を行った経緯がありますが、NTT東西から開示されるNGNに関する技術仕様の情報量が少ない上に、検討体制の面で大きく劣る弊社がNTT東西と対等に議論を行うことは非常に困難であり、それらが協議の長期化へと繋がった経緯があります。その間NTT東西からの光アクセスのサービス卸の提供開始に伴い競争環境が大きく変化しましたが、このような状況下から顧みると、協議の長期化は競争環境の観点からも非常に問題があり、長期に渡らないよう改善が行われていく必要があると考えます。 </p> <p> 本年5月27日付け諮問第3085号に対するソフトバンクからの意見、未アンバンドル機能（NTT東西の利用部門が利用する接続約款で明記されていない網機能）を直ちにアンバンドルすべきことに賛同いたします。 </p> <p> 未アンバンドルのままでは、接続事業者がその機能を利用した場合、個別協議を行ったとしても早期の利用を見込めません。したがって、未アンバンドル機能においては、協議期間の短縮が期待できるアンバンドル化を要望いたします。 </p> <p> 【楽天コミュニケーションズ株式会社】 </p> <p> WEB等で公になっているNGNに関する情報並びにNTT殿から提示される情報が限られていることから、NTT殿が求めておられる具体的な要望を具体化することは、情報並びに人的リソースが限られている事業者にはハードルが高いと思われます。 </p> <p> 上記に述べました通り、NTT殿のNGNに関する情報が限られていることから、NGNがどのような仕様でどのような機能を持ち合わせ </p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて</p>	<p>ているのかを開示することは、事業者間の協議を進める上で不可欠です。</p> <p>現在 NTT 殿のみが NGN 上で実現できている未アンバンドル機能についても、NTT 殿が実現に必要な情報を開示することが必要と考えます。</p> <p>【ZIP Telecom 株式会社】</p>	
<p>優先転送機能のデータ通信での利用について</p>	<p>「優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をデータ系のサービス提供のためにも利用可能とする」との改正主旨に賛同します。IP において音声・データは区分できませんし、データの利用が増えることで接続料低廉化にもつながると思います。</p> <p>【株式会社アイ・ピー・エス】</p>	<p>今回の優先転送機能のアンバンドルに係る省令改正の諮問資料において、優先転送機能のデータ通信での利用について、その活用が期待されているとありますが、データ通信での利用についてはこれまで検討してきた音声通信での利用と比べて、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性があり、他サービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性が増すことになることから、当社としては、接続事業者と密接に協議しつつ、丁寧に検討していく必要があると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続協議の在り方</p>	<p><長期間を要す接続協議の改善が必要とのご意見></p> <p>弊社では、7年以上前から、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がひかり電話で利用している QoS 機能の開放を求め、NTT 東西殿と協議を行ってきました。</p> <p>今回、NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、「本機能」といいます。)がようやくアンバンドルされることについて、大いに歓迎するとともに、協議にご対応頂いた NTT 東西殿ご担当者及びアンバンドルに向け省令改正案作成等整理頂いた総務省殿に深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、本機能の開放まで 7 年以上を要したことは大きな問題です。この 7 年間 NGN 上の OAB-J IP 電話を独占したことで NTT 東西殿のひかり電話加入者は、約 800 万から約 1,700 万へと大幅に増加し、NGN 上の OAB-J IP 電話を提供したい接続事業者は大きく出遅れることとなってしまいました。長期間を要してしまう現在の接続協議の在り方について、議論が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p><NGNの接続協議の在り方について></p> <p>当社としても、接続事業者との協議は可能な限り長期化しないよう、円滑に実施していくことが重要と考えており、そのためには事業者間でのお互いの情報開示と真摯な協議が必要と考えています。</p> <p>優先転送機能に係るソフトバンク殿との協議の経緯は以下のとおりであると認識しており、ソフトバンク殿の主張は一方的で、当社の認識する事実と大きく乖離するものと考えています。</p> <p>NGNの更なる開放(優先転送機能のアンバンドル)については、NGN上でOAB-J IP電話の提供を実現したいとのソフトバンク殿の要望を受け、当社としてもその実現に向けて平成21年度(実質的には平成23年度)より真摯に協議を実施してきたものの、優先通信や帯域確保については、当社ネットワークへの負荷や、サービス品質、他のお客様の通信への影響等の観点から丁寧な検討を必要とするものであったため、協議等の場を通じて要望内容の具体化・明確化を図りながら、それら検討を丁寧に実施するとともに、実現に当たっての課題の具体化や代替案の検討を進めてまいりました。</p> <p>しかしながら、その過程において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①協議途上にもかかわらず、ソフトバンク殿より連絡が途絶し、数ヶ月～約2年の間、協議を中断せざるを得ない事態が複数回発生したこと ②当社からの課題や懸念点の提示を受けて、ソフトバンク殿にてご要望内容の複数回の変更が発生し、その都度当社においても実現方式の見直しに時間を要したこと ③実現方式や費用負担の詳細について協議を行っている最中、ソフトバンク殿より費用負担について一切応じられないとする通告があり、協議の継続が困難となったこと <p>等により、協議が長期化しました。</p> <p>平成26年12月以降においては、開発費の概算額等の接続条件</p>

区分	他事業者意見	当社意見
接続協議の在り方		<p>についての事前調査回答等を経て、本機能の接続料における原価対象範囲や算定方法に関しても双方で真摯に協議し、相互理解の醸成に努めました。その結果、協議が加速し、費用負担の内容について合意に至り、現在、本機能の提供に向けて具体的な準備を進めているところとなります。</p> <p>このように、接続事業者間の協議を円滑に進め、長期化を回避するためには、当社のみならず、接続事業者においても、積極的に情報を提供し、真摯に協議することが必要不可欠であると考えます。</p> <p><接続料の協議について></p> <p>ソフトバンク殿においては、当社の情報開示が不十分と指摘していますが、一方で、ソフトバンク殿の固定通信サービスに係る接続料については、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報が開示されないため、適正性の検証ができない状況が続いています。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン（平成24年7月27日）」にも示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところであることから、ソフトバンク殿においても、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>当社のみならず、接続事業者においても自らが設定する接続料の透明性の向上を図り、その適正化を通じて利用者料金の低廉化を進めることが、利用者利便の向上につながり、それが電気通信事業の発展にとって望ましい姿であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続料水準</p>	<p><同等性確保の観点からひかり電話と同程度の接続料水準にすべきとのご意見></p> <p>NGNの優先パケット識別機能、優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされ接続料設定されることにより、NTT東西以外の事業者がOAB-JIP電話サービスを提供するに大きく前進することになりますが、弊社のような小規模事業者が新規参入して競争していくためには、NTT東西と同程度のコスト水準である必要があると考えます。</p> <p>そのためには、2点機能のアンバンドル及び接続料設定だけでなく、GWルータ等における網改造料のコスト極小化が必須であり、これら総コストを考慮すべきと考えます。</p> <p>【楽天コミュニケーションズ株式会社】</p> <p>今後多くの事業者が当該機能（優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能）を利用していきにあたり、当該機能の利用料金は小規模事業者でも参入可能な水準が適用されることが望ましく、伝送に係る料金はひかり電話と同等とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、電話サービス提供にあたり、ひかり電話では発生しないVNEとの接続等、接続事業者にはこれまでにない新たな費用も発生することが想定されることから、NTT殿との同等性確保の観点からも、設定される利用料金水準は多くの事業者が参入し易いようより低廉な利用料金であることが望ましいと思います。</p> <p>【ZIP Telecom 株式会社】</p> <p>これらの機能の接続料は、小規模の事業者でも参入できるような水準となるように配慮をお願いいたします。接続事業者がNGNを利用した電話を提供するためには、NTT殿のひかり電話と違い、VNE事業者網のコストもかかるため、より低廉な接続料となること</p>	<p>接続料は、電気通信事業法にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者には、当社利用部門と同様、利用に応じてご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>また、GWルータ等の網改造料については、接続事業者の要望を実現するために必要な装置を調達して設置するものであり、要望する事業者にご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
接続料水準	を要望いたします。 【株式会社アイ・ピー・エス】	

再意見書

平成28年9月15日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 540-8511
住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
氏名 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を
改正する省令案への意見に対する再意見

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

西日本電信電話株式会社

<NGNの更なるオープン化について>

NGNについては、サービス開始以前からNNI/SNI/UNIのインタフェース条件（インタフェース仕様、通信プロトコル、品質規定条件（転送品質クラス等）、接続形態等）を開示し、他事業者からのご意見を伺うとともに、1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化を進めてきました。また、サービス開始後も、新たな網機能（優先転送に係るネットワーク機能等）を追加する場合には、その都度必要な情報開示を実施してきたところであり、今般の優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能（以下、優先転送機能）の提供においても、接続事業者のご要望の実現方法を当社から進んで提案する等、その実現に向けて真摯に対応してきました。

当社としては、今後とも、他事業者からのご意見を伺いながら、こうしたオープン化の取組みを積極的に進めていく考えです。

その際、NGNは様々なサービスを統合的に提供するネットワークであり、NGNをどのようにどの程度利用するか等によっては、他のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性があることから、接続事業者からのアンバンドル要望については、その実施可否や利用条件等について、接続事業者の具体的なご要望を踏まえつつ、丁寧に検討を進めていく考えです。

<優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて</p>	<p><未アンバンドル機能の情報開示や更なるアンバンドル化を実施すべきとのご意見></p> <p>本機能に係る協議が長期化したのも、根幹には未アンバンドル機能の存在があると考えます。未アンバンドル機能の大きな問題点は、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間に存在する情報及び手続きの非対称性ですが、それ以上に問題なのは、NTT 東西殿にとって、未アンバンドル機能の存在が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を不平等に扱うインセンティブとなっていることです。この未アンバンドル機能が存在する以上、接続事業者が自由な発想や創意工夫に基づき NGN を利活用していくことはできません。</p> <p>NTT 東西殿は、「接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく」と、あくまで具体的要望がないからアンバンドルしないとの主張をされていますが、同時にNTT 東西殿は、NTT 東西殿利用部門からの要望を未アンバンドル機能として整理し、接続事業者には開放していないだけでなく、利用の事実さえも公表されていません。これは NTT 東西殿利用部門と管理部門とが正しく機能分離されていないことの証左であると考えます。正しく機能分離が行なわれていれば、NTT 東西殿利用部門と接続事業者は等しい条件(手続き、価格、公表仕様の情報量等)で NGN を利用できるはずで</p> <p>そもそも、NTT 東西殿利用部門が特定の機能を利用する場合、これを未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを誰が判断するのか不明です。仮に、NTT 東西殿利用部門が機能利用の要望を行う際に未アンバンドル機能とするよう指定できるのであれば、NTT 東西殿利用部門が接続事業者と比較して有利であることの証左となり、逆に NTT 東西殿管理部門が未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを判断する権限を持つ場合、NTT 東西殿管理部門が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を平等に扱っ</p>	<p><NGNに係る機能の情報開示について></p> <p>ご指摘の「未アンバンドル機能」は、平成20年度の「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方」報告書において設けられた、アンバンドル機能の中に接続事業者に負担させるべきではないコストが含まれないように区別するための概念であり、「NTT 東西は利用部門からの要望を未アンバンドル機能と整理」しているものではありません。</p> <p>当社利用部門のみが利用する機能の情報が開示されていないというご指摘に関しては、接続事業者が当社利用部門と同様のサービスをNGNと接続して実現するために必要となる情報は既に開示しています。具体的には、NGNのサービス開始以前からNNI/SNI/UNIのインタフェース条件(インタフェース仕様、通信プロトコル、品質規定条件(転送品質クラス等)、接続形態等)を開示し、他事業者からのご意見を伺うとともに、1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化を進めてきました。また、サービス開始後も、新たな網機能(優先転送に係るネットワーク機能等)を追加する場合には、その都度必要な情報開示を実施してきたところであり、今般の優先転送機能の提供においても、接続事業者のご要望の実現方法を当社から進んで提案する等、その実現に向けて真摯に対応してきました。</p> <p>今後も、他事業者が新たにNGNを利用する上で必要な情報が生じた場合は、他事業者のご要望を踏まえ、前向きに開示していく考えです。</p> <p>しかしながら、現時点でNGNに具備していない機能に係る情報や、他事業者の具体的なご要望を踏まえて新たに検討する必要がある利用条件等の情報について、予め開示を行うことは困難であると考えます。</p> <p>なお、上記のとおり、当社としては他事業者がNGNと接続するに当たって必要となるインタフェース条件等の情報開示は実施し</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて</p>	<p>ていないこととなります。よって、NTT 東西殿管理部門と利用部門のどちらが未アンバンドル機能の判断を行うのか確認すべきですが、いずれにしても機能分離が正しく機能していないことの証左となると考えます。</p> <p>このように、機能分離され接続事業者と公平性が担保されているはずの NTT 東西殿が機能を独占利用することにインセンティブが存在する不平等なシステムを変えなければ、QoS 機能開放に関する弊社と NTT 東西殿との協議のような状況が今後も発生することは必然です。なぜなら、未アンバンドル機能は、NTT 東西殿にとって接続事業者を排除し自社のみがサービス提供するためのツールとなっており、現状においては接続事業者との接続協議を可能な限り引き延ばすことが NTT 東西殿の戦略上正しい選択となるからです。</p> <p>よって、今後、今回のようなことが起きないようにするために、NGN 上での未アンバンドル機能は直ちに廃止すべきと考えます。未アンバンドル機能の存在を認めている限り、NTT 東西殿利用部門が有利となり、接続事業者が公正競争できる環境であるとは言えません。NTT 東西殿利用部門が NGN の機能を利用する場合、接続事業者と同様の接続協議を実施し、利用が決定した機能については例外なくアンバンドルしていくべきです。</p> <p>NTT 東西殿は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見書」(平成 28 年 7 月 4 日)において、「NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNI の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに 1 年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。」と主張しています。しかしながら、NTT 東西殿自身が未アンバンドル機能によって NGN の多くの機能を独占的に利用し、且つこれまで実質的なアンバンドルが行なわれていない現状を見れば、NTT 東西殿の言う「自主的なオープン化」が何の意味も持たないことは明らかであり、NTT 東西殿の自主性に任</p>	<p>ていると考えていますが、今後、総務省殿からの「平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について(要請)」(平成 28 年 7 月 27 日)を踏まえ、NGN の網機能と当社利用部門が提供しているサービスの対応関係について、改めて整理し、公表する考えです。</p> <p><NGN の更なるアンバンドルについて></p> <p>NGN の更なるアンバンドルについては、これまでと同様、接続事業者のご要望を踏まえ、今後も積極的に取り組んでいく考えです。</p> <p>その際、NGN は様々なサービスを統合的に提供するネットワークであり、NGN をどのようにどの程度利用するか等によっては、他のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性があることから、接続事業者からのアンバンドル要望については、その実施可否や利用条件等について、接続事業者の具体的なご要望を踏まえつつ、丁寧に検討を進めていく考えです。</p> <p>当社利用部門が NGN を利用して実現しているサービスと同様のサービスを接続事業者が NGN と接続して提供しようとする場合においても、当社利用部門が当該サービスを新たに開始する場合と同様に、利用形態やボリューム等、ネットワークへの影響を検証するための具体的な情報をご提示いただく必要があります。その上で、当社管理部門がそれら情報に基づき、ネットワークへの影響等を検証することになります。このように、接続事業者が当社利用部門と同様のサービスを提供しようとする場合であっても、個別に詳細な検討をする必要があります。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて	<p> せても全くオープン化は進まないことの証左であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】 </p> <p> 弊社はNGN上でのOAB-JIP電話サービス提供を検討するために、NTT東西と機能アンバンドルの個別協議を行った経緯がありますが、NTT東西から開示されるNGNに関する技術仕様の情報量が少ない上に、検討体制の面で大きく劣る弊社がNTT東西と対等に議論を行うことは非常に困難であり、それらが協議の長期化へと繋がった経緯があります。その間NTT東西からの光アクセスのサービス卸の提供開始に伴い競争環境が大きく変化しましたが、このような状況下から顧みると、協議の長期化は競争環境の観点からも非常に問題があり、長期に渡らないよう改善が行われていく必要があると考えます。 </p> <p> 本年5月27日付け諮問第3085号に対するソフトバンクからの意見、未アンバンドル機能（NTT東西の利用部門が利用する接続約款で明記されていない網機能）を直ちにアンバンドルすべきことに賛同いたします。 </p> <p> 未アンバンドルのままでは、接続事業者がその機能を利用した場合、個別協議を行ったとしても早期の利用を見込めません。したがって、未アンバンドル機能においては、協議期間の短縮が期待できるアンバンドル化を要望いたします。 </p> <p> 【楽天コミュニケーションズ株式会社】 </p> <p> WEB等で公になっているNGNに関する情報並びにNTT殿から提示される情報が限られていることから、NTT殿が求めておられる具体的な要望を具体化することは、情報並びに人的リソースが限られている事業者にはハードルが高いと思われます。 </p> <p> 上記に述べました通り、NTT殿のNGNに関する情報が限られていることから、NGNがどのような仕様でどのような機能を持ち合わせ </p>	

区分	他事業者意見	当社意見
NGNに係る機能の情報開示とNGNの更なるアンバンドルについて	<p>ているのかを開示することは、事業者間の協議を進める上で不可欠です。</p> <p>現在 NTT 殿のみが NGN 上で実現できている未アンバンドル機能についても、NTT 殿が実現に必要な情報を開示することが必要と考えます。</p> <p>【ZIP Telecom 株式会社】</p>	
優先転送機能のデータ通信での利用について	<p>「優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をデータ系のサービス提供のためにも利用可能とする」との改正主旨に賛同します。IP において音声・データは区分できませんし、データの利用が増えることで接続料低廉化にもつながると思います。</p> <p>【株式会社アイ・ピー・エス】</p>	<p>今回の優先転送機能のアンバンドルに係る省令改正の諮問資料において、優先転送機能のデータ通信での利用について、その活用が期待されているとありますが、データ通信での利用についてはこれまで検討してきた音声通信での利用と比べて、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性があり、他サービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性が増すことになることから、当社としては、接続事業者と密接に協議しつつ、丁寧に検討していく必要があると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続協議の在り方</p>	<p><長期間を要す接続協議の改善が必要とのご意見></p> <p>弊社では、7年以上前から、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。）がひかり電話で利用している QoS 機能の開放を求め、NTT 東西殿と協議を行ってきました。</p> <p>今回、NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能（以下、「本機能」といいます。）がようやくアンバンドルされることについて、大いに歓迎するとともに、協議にご対応頂いた NTT 東西殿ご担当者及びアンバンドルに向け省令改正案作成等整理頂いた総務省殿に深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、本機能の開放まで 7 年以上を要したことは大きな問題です。この 7 年間 NGN 上の OAB-J IP 電話を独占したことで NTT 東西殿のひかり電話加入者は、約 800 万から約 1,700 万へと大幅に増加し、NGN 上の OAB-J IP 電話を提供したい接続事業者は大きく出遅れることとなってしまいました。長期間を要してしまう現在の接続協議の在り方について、議論が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p><NGNの接続協議の在り方について></p> <p>当社としても、接続事業者との協議は可能な限り長期化しないよう、円滑に実施していくことが重要と考えており、そのためには事業者間でのお互いの情報開示と真摯な協議が必要と考えています。</p> <p>優先転送機能に係るソフトバンク殿との協議の経緯は以下のとおりであると認識しており、ソフトバンク殿の主張は一方的で、当社の認識する事実と大きく乖離するものと考えています。</p> <p>NGNの更なる開放（優先転送機能のアンバンドル）については、NGN上でOAB-J IP電話の提供を実現したいとのソフトバンク殿の要望を受け、当社としてもその実現に向けて平成21年度（実質的には平成23年度）より真摯に協議を実施してきたものの、優先通信や帯域確保については、当社ネットワークへの負荷や、サービス品質、他のお客様の通信への影響等の観点から丁寧な検討を必要とするものであったため、協議等の場を通じて要望内容の具体化・明確化を図りながら、それら検討を丁寧に実施するとともに、実現に当たっての課題の具体化や代替案の検討を進めてまいりました。</p> <p>しかしながら、その過程において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①協議途上にもかかわらず、ソフトバンク殿より連絡が途絶し、数ヶ月～約2年の間、協議を中断せざるを得ない事態が複数回発生したこと ②当社からの課題や懸念点の提示を受けて、ソフトバンク殿にてご要望内容の複数回の変更が発生し、その都度当社においても実現方式の見直しに時間を要したこと ③実現方式や費用負担の詳細について協議を行っている最中、ソフトバンク殿より費用負担について一切応じられないとする通告があり、協議の継続が困難となったこと <p>等により、協議が長期化しました。</p> <p>平成26年12月以降においては、開発費の概算額等の接続条件</p>

区分	他事業者意見	当社意見
接続協議の在り方		<p>についての事前調査回答等を経て、本機能の接続料における原価対象範囲や算定方法に関しても双方で真摯に協議し、相互理解の醸成に努めました。その結果、協議が加速し、費用負担の内容について合意に至り、現在、本機能の提供に向けて具体的な準備を進めているところとなります。</p> <p>このように、接続事業者間の協議を円滑に進め、長期化を回避するためには、当社のみならず、接続事業者においても、積極的に情報を提供し、真摯に協議することが必要不可欠であると考えます。</p> <p><接続料の協議について></p> <p>ソフトバンク殿においては、当社の情報開示が不十分と指摘していますが、一方で、ソフトバンク殿の固定通信サービスに係る接続料については、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報が開示されないため、適正性の検証ができない状況が続いています。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン（平成24年7月27日）」にも示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところであることから、ソフトバンク殿においても、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>当社のみならず、接続事業者においても自らが設定する接続料の透明性の向上を図り、その適正化を通じて利用者料金の低廉化を進めることが、利用者利便の向上につながり、それが電気通信事業の発展にとって望ましい姿であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続料水準</p>	<p><同等性確保の観点からひかり電話と同程度の接続料水準にすべきとのご意見></p> <p>NGNの優先パケット識別機能、優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされ接続料設定されることにより、NTT東西以外の事業者がOAB-JIP電話サービスを提供するに大きく前進することになりますが、弊社のような小規模事業者が新規参入して競争していくためには、NTT東西と同程度のコスト水準である必要があると考えます。</p> <p>そのためには、2点機能のアンバンドル及び接続料設定だけでなく、GWルータ等における網改造料のコスト極小化が必須であり、これら総コストを考慮すべきと考えます。</p> <p>【楽天コミュニケーションズ株式会社】</p> <p>今後多くの事業者が当該機能（優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能）を利用していきにあたり、当該機能の利用料金は小規模事業者でも参入可能な水準が適用されることが望ましく、伝送に係る料金はひかり電話と同等とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、電話サービス提供にあたり、ひかり電話では発生しないVNEとの接続等、接続事業者にはこれまでにない新たな費用も発生することが想定されることから、NTT殿との同等性確保の観点からも、設定される利用料金水準は多くの事業者が参入し易いようより低廉な利用料金であることが望ましいと思います。</p> <p>【ZIP Telecom 株式会社】</p> <p>これらの機能の接続料は、小規模の事業者でも参入できるような水準となるように配慮をお願いいたします。接続事業者がNGNを利用した電話を提供するためには、NTT殿のひかり電話と違い、VNE事業者網のコストもかかるため、より低廉な接続料となること</p>	<p>接続料は、電気通信事業法にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者には、当社利用部門と同様、利用に応じてご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>また、GWルータ等の網改造料については、接続事業者の要望を実現するために必要な装置を調達して設置するものであり、要望する事業者にご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
接続料水準	を要望いたします。 【株式会社アイ・ピー・エス】	

再 意 見 書

平成28年9月15日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

基本的には良いのではないかと思われたが、しかし接続料の算定については若干腑に落ちない部分がある。

これは確かに公平な負担であるようではあるが、実際のインフラを保有している NTT 東西には事業計画を立て辛い（他社が入ってくる事になると、どうしても計画に関する予測の精度が落ちる）点で、少々割を食い過ぎられるからである。であるので、接続料にはその補償のために 1~2%程度（これ以外でもよいのであるが、妥当とされる程度の）の掛け率を定めておくのが望ましいと思われるのであるが、いかがか。

意見は以上である。

再意見書

平成 28 年 9 月 15 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンク 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長 兼 CEO 宮内 謙

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に対し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして御礼申し上げます。以下の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者	該当箇所	意見
株式会社アイ・ピー・エス	「優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をデータ系のサービス提供のためにも利用可能とする」との改正主旨に賛同します。IPにおいて音声・データは区分できませんし、データの利用が増えることで接続料低廉化にもつながると思います。	<p>株式会社アイ・ピー・エス殿(以下、「IPS 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>NGNはIP網であるため、利用するのが音声役務であってもデータ役務であっても違いはありません。IP上でのコミュニケーションが多様化している中、IP網であるNGNを役務で分けることに合理性はないと考えます。役務により利用が制限される場合、接続事業者は、IP網の利用用途を逐一、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)に伝え、接続協議を行なわなければならない、自由な開発を行うことができなくなります。実際、今回弊社が行ってきた優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、「本機能」といいます。)開放に係るNTT 東西殿との協議においても、その用途を音声役務に限定するようNTT 東西殿が強硬に主張されたため、現時点では、本機能をデータ通信に利用することはできません。今回、本機能がアンバンドルされる際には用途が限定されることが無いよう改めて要望します。</p> <p>現在弊社は、本機能をデータ通信で利用するための要望・手続きを新たに行っているところですが、これまでの協議のように、</p>

		<p>NTT 東西殿管理部門が「具体的要望」の確認を長期間に渡って行うことや、技術的条件等の NGN の仕様に適合した具体的要望を接続事業者に課すことが無いよう、総務省殿におかれましては、協議の円滑な進捗に向けた整理をお願いします。</p> <p>なお、本機能のデータ利用のための協議に先立ち弊社から提出した事前調査申込について、協議の席上で NTT 東西殿からは、「何でこのタイミングで事前調査を出すのか。」、「要件を NTT 東西と合意してから事前調査を出すのが普通」、「本当にその要望は必要なのか」、「申込みを改めていただきたい」、「協議の結果、また出し直しになる可能性もある。」、等の発言がなされました。</p> <p>また、NTT 東西殿から、「『送信者アドレスおよび受信者アドレス』とは具体的に何を指すのか」と質問され、弊社からは「IP アドレスヘッダ上の Source Address および Destination Address です」と回答する等協議遅延ともとれるやり取りがされています。</p> <p>加えて、平成 28 年 9 月 8 日付で NTT 東西殿より提示のあった「事前調査申込回答書(中間)」には、「最終回答までに全ての課題の解消の目処がたたなかった場合や開発の規模が大きい場合等は、本項目(協議事項に関する具体的内容、接続可能時期並びに費用負担概算額及び内訳)の回答時期が事前調査申込みの到達した日から 4 ヶ月を超える場合があります。」との記載がありました。NTT 東西殿の接続約款上、事前調査の回答については、「その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大き</p>
--	--	--

		<p>い場合には、概算額及びその内訳等の通知は、4ヶ月を超えるときがあります」との記載はありますが、課題が解消しない場合回答が期日を超えとの記載は一切ありません。そもそも、「全ての課題の解消の目処がたたなかった場合」という条件を入れられるのであれば、NTT 東西殿の裁量次第で何年でも回答の期限を引き延ばせるということになってしまいます。よって、NTT 東西殿が本回答書を盾に事前調査の回答を遅らせることがないようにして頂きたいと考えます。</p> <p>以上のとおり、NTT 東西殿は、十数名で接続事業者1名に対し恫喝とも取れる強い口調で協議を行う、IP の基礎的な内容をあえて質問する、接続約款にない条件を付け加えて事前調査の回答を行う等、明らかに協議を中止または遅延させるための行為を行っています。このような姿勢で NTT 東西殿が協議を行っている限り、NGN のアンバンドルは一向に進まないものと考えます。</p>
<p>株式会社アイ・ピー・エス ZIP Telecom株式会社 楽天コミュニケーションズ株式会社</p>	<p><株式会社アイ・ピー・エス> これらの機能の接続料は、小規模の事業者でも参入できるような水準となるように配慮をお願いいたします。接続事業者が NGN を利用した電話を提供するためには、NTT 殿のひかり電話と違い、VNE 事業者網のコストもかかるため、より低廉な接続料となることを要望いたします。</p> <p><ZIP Telecom株式会社> 今後多くの事業者が当該機能(優先パケット識別機能及び優先パ</p>	<p>IPS 殿、ZIP Telecom株式会社殿(以下、「ZIP 殿」といいます。)、楽天コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「楽コム殿」といいます。))の意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿利用部門のひかり電話網は NGN の中継ルータに接続されているにも関わらず、本機能では、接続事業者は電話網を VNE 事業者の先にものみ設置できる等、ネットワークの構成やコスト上明らかに不利となっています。NGN は PSTN 移行の受け皿となるネットワークであるため、大規模事業者以外も単独で NTT 東西殿と十分に競争できるような環境にすべきと考えます。</p>

	<p>ケットルーティング伝送機能)を利用していくにあたり、当該機能の利用料金は小規模事業者でも参入可能な水準が適用されることが望ましく、伝送に係る料金はひかり電話と同等とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、電話サービス提供にあたり、ひかり電話では発生しないVNEとの接続等、接続事業者にはこれまでにない新たな費用も発生することが想定されることから、NTT 殿との同等性確保の観点からも、設定される利用料金水準は多くの事業者が参入し易いようより低廉な利用料金であることが望ましいと思います。</p> <p><楽天コミュニケーションズ株式会社></p> <p>NGN の優先パケット識別機能、優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされ接続料設定されることにより、NTT 東西以外の事業者が 0AB-J IP 電話サービスを提供するに大きく前進することになりますが、弊社のような小規模事業者が新規参入して競争していくためには、NTT 東西と同程度のコスト水準である必要があると考えます。</p> <p>そのためには、2 点機能のアンバンドル及び接続料設定だけでなく、GW ルータ等における網改造料のコスト極小化が必須であり、これら総コストを考慮すべきと考えます。</p>	<p>また、接続事業者が NGN を利用して提供する電話サービスについて、トータルコストだけでなく、サービス品質、提供開始までの時間においても、ひかり電話とのイコールフットイングを実現すべきと考えます。</p>
<p>ZIP Telecom株式会社 楽天コミュニケー</p>	<p><ZIP Telecom株式会社></p> <p>1.NTT 殿との協議について WEB 等で公になっている NGN に関する情報並びに NTT 殿から提</p>	<p>ZIP 殿、楽コム殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社は本機能に係る NTT 東西殿との協議に 7 年以上かかりましたが、交渉にリソースを割くことができない事業者の場合、更</p>

<p>シヨズ株式会社</p>	<p>示される情報が限られていることから、NTT 殿が求めておられる具体的な要望を具体化することは、情報並びに人的リソースが限られている事業者にはハードルが高いと思われます。上記に述べました通り、NTT 殿の NGN に関する情報が限られていることから、NGN がどのような仕様でどのような機能を持ち合わせているのかを開示することは、事業者間の協議を進める上で不可欠です。</p> <p><楽天コミュニケーションズ株式会社></p> <p>弊社は NGN 上での 0AB-J IP 電話サービス提供を検討するために、NTT 東西と機能アンバンドルの個別協議を行った経緯がありますが、NTT 東西から開示される NGN に関する技術仕様の情報量が少ない上に、検討体制の面で大きく劣る弊社が NTT 東西と対等に議論を行うことは非常に困難であり、それらが協議の長期化へと繋がった経緯があります。その間 NTT 東西からの光アクセスのサービス卸の提供開始に伴い競争環境が大きく変化しましたが、このような状況下から顧みると、協議の長期化は競争環境の観点からも非常に問題があり、長期に渡らないよう改善が行われていく必要があると考えます。</p>	<p>に協議が長期化したり、協議が中断したりすることは経験上明らかです。</p> <p>NTT 東西殿は、第 12 回電話網移行円滑化委員会(平成 28 年 4 月 14 日)において、本機能に係る協議が長期化した要因について、「(協議における弊社から NTT 東西殿へのご要望が若干幾つか変わったようなところもあったような記憶がございます」と発言されていますが、NGN 上での QoS の開放を要求してきたという点において、弊社の要望は 7 年間の協議を通じて一貫していました。協議が長期化した要因については、NTT 東西殿のご発言がまさに問題点の核心に触れていると考えます。協議を通じ NTT 東西殿は、弊社に対し、「『要望が具体的でない』ため接続できない」として、何度も要望に関する代替案の提示を求めました。要するに、NTT 東西殿の要求に基づき、弊社は代替案を提示し、NTT 東西殿は当該案を再度却下し更なる代替案を求める、というプロセスを何度も繰り返しました。</p> <p>さらに、NTT 東西殿が代替案を求める際に、弊社から修正すべき箇所や合致しない理由を問い合わせても、NTT 東西殿は一切回答せず、「NGN に関する情報がない中で NGN に適合するための技術的な代替提案はできない」、と弊社から申し上げても、NTT 東西殿は、「NGN の仕様は教えられないので想像して提案して欲しい」、として細かい技術的要件まで記載することを求めてきました。NGN の技術的仕様を知らない接続事業者にそのような細かい技術的要件を求めることは、暗闇で的を射ることを求める</p>
----------------	---	--

		<p>ようなもので、実質的な接続拒否といえます。</p> <p>また、現在、弊社は相互接続点として既に開放されている OLT に対して弊社の機器の接続要望を行っているものの、NTT 東西殿からは、「当社が外販許諾した機器を事業者様が調達することを前提としている」として接続のための技術的条件の開示を拒否されています。これは、NTT 東西殿が、接続にあたって必要な技術的条件を開示せず、自らの機器のみが接続可能であると規定することで、接続事業者に対し自らの機器を強制的に購入させていることを意味します。NTT 東西殿のこれらの対応により、接続事業者は具体的な要望を行うことができず、公平な接続・利用が阻害されていることから、本機能の協議時と同様、実質的な接続拒否といえます。第一種指定電気通信設備の利活用促進だけでなく、相互接続制度の主旨にも反することから、NTT 東西殿に直ちに技術的条件を開示して頂くよう要望するとともに、総務省殿には、相互接続点における接続に NTT 東西殿によって制限がなされることのないよう注視頂くようお願いします。</p> <p>アンバンドル 3 要件の、「具体的な要望があること」とは、接続事業者に立証責任を負わせるということではないと理解しています。NGN に関する情報を持たない接続事業者が、「具体的な要望があること」というアンバンドル要件を逆にとられ、協議の遅延や実質的拒否が行なわれることが無いよう、NTT 東西殿がアンバンドルの具体的な要件の提示を求める場合には、NTT 東西殿からその提案のために必要な情報を提供するような義務を課して</p>
--	--	---

ZIP Telecom株式会社 楽天コミュニケーションズ株式会社	<ZIP Telecom株式会社> 現在 NTT 殿のみが NGN 上で実現できている未アンバンドル機能についても、NTT 殿が実現に必要な情報を開示することが必要と考えます。 <楽天コミュニケーションズ株式会社> 本年 5 月 27 日付け諮問第 3085 号に対するソフトバンクからの意見、未アンバンドル機能 (NTT 東西の利用部門が利用する接続約款で明記されていない網機能) を直ちにアンバンドルすべきことに賛同いたします。 未アンバンドルのままでは、接続事業者がその機能を利用したい場合、個別協議を行ったとしても早期の利用を見込めません。したがって、未アンバンドル機能においては、協議期間の短縮が期待できるアンバンドル化を要望いたします。	頂きたいと考えます。 ZIP 殿、楽コム殿の意見に賛同します。 未アンバンドル機能は、NTT 東西殿利用部門による利用開始時に、接続事業者も利用する前提で設備を設置されていません。そのため、接続事業者が同様の利用を求めた場合、NTT 東西殿は接続事業者の負担により新たな設備を設置することとなり、設備やコストの観点から非効率です。 なお、接続事業者に対する設備設置の場合は、その設備を NTT 東西殿利用部門含む他事業者も利用する前提となっており、初めに接続した事業者が、他事業者による利用のための接続環境に係る費用も負担している現状があります。このように、NTT 東西殿利用部門に対しては、利用部門のみの利用を前提として効率化しているのに対し、接続事業者に対しては、複数事業者の利用を前提としている現状は、明らかに合理性に欠けます。 NTT 東西殿は、「具体的な要望もない段階で、あらかじめあらゆる要望を想定して機能を具備するには膨大な費用がかかり、更に機能を具備しても利用されなければ、最終的には当社がそのコストを負担せざるを得ない」と主張されていますが、弊社は、NTT 東西殿利用部門が接続事業者と同等であるのだから、利用部門が利用する機能は接続事業者にも同条件で使えるようにして欲しい、と求めているだけであり、「あらゆる要望を想定して」とする NTT 東西殿の主張はあたりません。 NTT 東西殿利用部門のみが利用できる機能の存在は、NTT
-------------------------------------	--	---

		東西殿利用部門と接続事業者の同等性を無視するものであるため、NTT 東西殿利用部門のみが独占的に利用する未アンバンドル機能は廃止すべきです。機能分離の本来の主旨に立ち返り、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の真の同等性を確保して頂きたいと考えます。
個人	技術的基盤としての NGN が通信会社主導で展開していくことについて異議はありません。しかしながら、実質的に1つの通信会社が主導でこれを行うというのではなく、すべての事業者が自由に関与しうる組織であってほしいと強く期待しております。	<p>個人の意見に賛同します。</p> <p>本来、NTT 東西殿は利用部門と管理部門に分離され、NTT 東西殿管理部門は利用部門と接続事業者を同等に扱うべきであるにも関わらず、未アンバンドル機能によってコスト、サービス仕様、サービス開始までの時間等、あらゆる面で接続事業者が不利であることは明らかなです。今一度、現在の機能分離の正当性について、NTT 東西殿管理部門と利用部門の実態を調査し議論する必要があると考えます。</p>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p><エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社> 本改正案に賛同いたします。</p> <p>光 IP 電話市場は、自前光敷設事業者も含めすでに多くのプレーヤーが参入し、多様なサービスを提供しております。</p> <p>さらに本機能の提供により、NGN 上で安定品質要件を確保した事業者の独自サービス(基本料と通話料のバンドルなど)が提供可能となり、さらなる利用者利便の向上と電話市場における光 IP への移行の流れが加速されることが期待されます。また、様々な事業者による PSTN マイグレーション後のマイライン代替サービスの提供が可能になることも期待できると考えます。</p>	<p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTT コム殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>ただし、NTT コム殿が主張されるマイライン代替サービスという観点もさることながら、マイグレーション後の受け皿という観点からは、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との同等性が必要です。</p> <p>なお、NGN 上の電話における競争環境整備という観点からは、0120 番号の利用環境の整備も重要な論点と考えられます。現在 0120 番号の 90%を NTT コム殿が保有し、且つその番号の多くが使用されていない状況は問題と考えます。新しい番号データ</p>

		ベースでこれらの問題を解消することは技術的に可能なため、番号の有効利用の観点からも、導入に向けた議論をただちに行うべきと考えます。
--	--	---

以上